

就労関係・身分関係

「技術・人文知識・国際業務」・「企業内転勤」・「特定活動」・「留学」・「家族滞在」
「日本人配偶者等」・「永住者配偶者等」・「技能」・「高度専門職」等

当社主な業務内容

① 就労ビザ申請手続きに関わる全体のコンサルティング
(外国人の方ご本人のキャリア・ビザ取得プラン)

② 適切な疎明方法の検討及び必要書類の選定

③ 当局へ提出する申請書類作成

④ 申請理由書の作成

⑤ 契約書の内容チェック

⑥ 本国書類翻訳(中国語等) A4用紙5Pまで

※ 政府官憲発行の各種証明書など/ただしCVや論文その他文字数の多い文書は除く

⑦ 入国管理局への申請取次

⑧ 入国管理局による審査への対応(追加提出資料提出及び対応)

⑨ 結果通知の受領

⑩ 新規入国プロセスに係る助言

※ 現地在外公館での査証発給手続きはご本人に行っていただきます

※ レジデンストラック等の添付書類は雇用主等にご記入いただきます

報酬金額

申請内容	料金(税込)
在留資格認定証明書交付申請	130,000円~
在留資格変更許可申請	55,000円~
在留期間更新許可申請	33,000円~
就労資格証明交付申請	30,000円~
資格外活動許可申請	20,000円~
簡易申請理由書作成のみ(A4サイズ2ページまで)	15,000円
新しい在留カード受取り代行	15,000円

※実際の申請状況により難易度加算料金が発生する場合があります。

経営管理

当社主の業務内容

① 経営管理ビザ申請手続き全般に関する総合コンサルティング
(在留資格要件に合致するための事実調査、立証戦略の立案など)

② 申請人に合わせた必要書類・立証資料の選定

③ 在留資格認定・変更申請書類作成

④ 事業計画書の作成

⑤ 株主総会議事録・株主名簿の作成

⑥ 申請理由書の作成(ご本人のキャリア、②疎明資料とともに検討します)

- ⑦ 各種契約書のチェック・作成
- ⑧ 本国書類の日本語翻訳（中国語・英語対応）A4用紙5Pまで
- ※ 政府官憲発行の各種証明書など/ただしCVや論文その他文字数の多い文書は除く
- ⑨ 入国管理局への申請取次
- ⑩ 入管審査官からの質問状・事情説明要求・追加提出資料への対応

報酬金額

申請内容	料金（税込）
在留資格認定証明書交付申請	200,000円～
在留資格変更許可申請	160,000円～
就労資格証明書交付申請	80,000円～
在留期間更新許可申請	50,000円～
事業内容の変更がある場合、若しくは経營業績が良くない場合の在留期間更新許可申請	150,000円～
事業計画書作成のみ	110,000円
新しい在留カード受取り代行	15,000円

※実際の申請状況により難易度加算料金が発生する場合があります。

永住申請

当社の業務内容

- ① 永住権申請手続きに関わる全体のコンサルティング
- ② 適切な疎明方法の検討及び必要書類の選定
- ③ 入国管理局へ提出する申請書類作成
- ④ 申請理由書の作成
- ⑤ その他必要な書類の内容チェック
- ⑥ 入国管理局への申請取次
- ⑦ 入国管理局による審査への対応（追加提出資料提出及び対応）
- ⑧ 結果通知の受領

報酬金額

申請内容	料金（税込）
永住許可申請・会社員の方	120,000円～
永住許可申請・会社役員又は個人事業主の方	150,000円～
日本人配偶者	100,000円～
被扶養者の方、同時に申請する場合	お一人様30,000円～
永住申請理由書作成のみ	50,000円
新しい在留カード受取り代行	15,000円

※実際の申請状況により難易度加算料金が発生する場合があります。

帰化申請

当社業務内容

- ①帰化申請手続き全般に関する総合コンサルティング
 - ②管轄する法務局への事前相談・帰化申請時の同行
 - ③個人に合わせた必要書類のリストアップ
 - ④帰化申請の書類一式作成
 - ⑤動機書の作成
 - ⑥本国書類の日本語翻訳（中国語・韓国語・英語のみ）A4用紙5Pまで
- ※ 政府官憲発行の各種証明書など/ただしCVや論文その他文字数の多い文書は除く
- ⑦日本国内の必要書類の代理取得
- ※本国書類及び行政書士が代理で取得することのできない書類以外

報酬金額

申請内容	料金（税込）
帰化許可申請・会社員、家族滞在等（書類作成）	100,000円～
帰化許可申請・会社役員又は個人事業主の方（書類作成）	150,000円～
被扶養者の方同時に申請する場合、1名につき追加料金	お一人様30,000円～
法務局面談同行	15,000円～

※原則として、正式にご契約する際に50%着手金をいただきます。法務局に申請書が受理された時点で、全額報酬を支払っていただきます。

※実際の申請状況により難易度加算料金が発生する場合があります。

会社設立

報酬金額

申請内容	料金（消費税及び各種法定費用込）
株式会社設立	300,000円
合同会社設立	130,000円

※ご契約後にお支払いいただきます。金額には登録免許税、公証人費用その他税金等が含まれます。

各種許認可

報酬金額

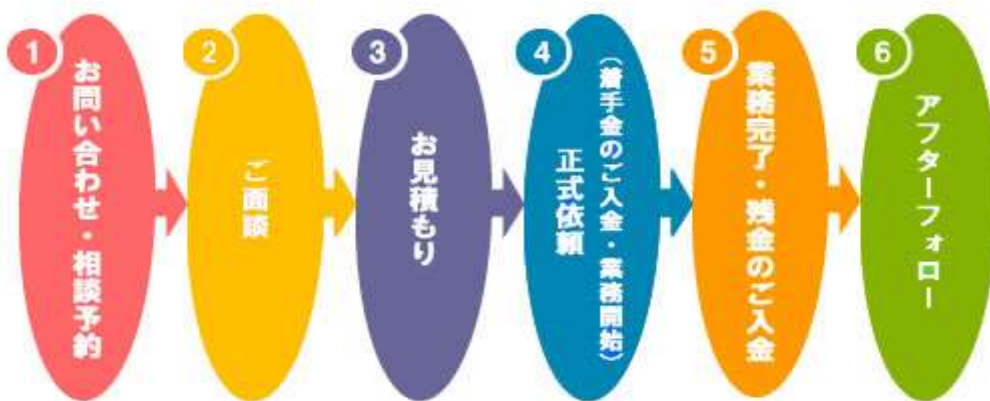
申請内容	料金（税抜）
飲食店営業許可申請（新規）	¥ 50,000(図面別途)
深夜における酒類提供の営業開始届出	¥ 100,000(図面別途)
古物商営業許可申請	¥60,000
一般酒類小売業免許申請	¥120,000
通信販売酒類小売業免許申請	¥130,000
旅館業営業許可申請	¥200,000
宅地建物取引業免許申請手続き	¥150,000
建設業営業許可	¥120,000
第三種旅行業者営業許可	¥160,000

※行政にお支払いする法定手数料又は登録免許税等が含まれません。

※ 表示金額に加えて、消費税・実費（印紙代、翻訳料、証明書の取得費用、交通費、通信費等）を別途申し受けます。

※ 申請が不許可となった場合、不許可となった理由を明らかにし、再度申請が可能な場合には、追加料金なしで再申請いたします。

ご依頼の流れ



まずは無料にて、お電話やチャートでご相談いただけます。ただし、お電話の場合は10分程度のお聞き取りになります。ご相談内容を確認した上で、一般的な解決策や手続きの流れなどを、原則3営業日以内にご回答いたします。

※ 無料相談における解決策などのご回答は、一般的かつ原則的なものです。お客様のご実情に合わせた具体的なアドバイスは、以下の面談による有料相談をご利用下さい。

※お客様のご実情に合わせた解決策や手続きの見通しなど、具体的なアドバイスを行います。事前にご予約の上、当事務所にお越し下さい。

※初回面談は無料です。二回目からの面談相談料は30分2,000円です。（消費税別途）。ただし、正式に依頼する場合は、全ての面談は無料です。

ご依頼についての注意事項

- ・法令や公序良俗に反するご依頼はお受けできません。
- ・ご面談の内容に虚偽があった場合、その時点でご依頼をお断りさせていただくことがあります。
- ・業務着手後に、虚偽の説明や法令に反する事項の発覚等により、当事務所からご依頼を解約させていただく場合、又はお客様のご都合で依頼を中止される場合には、お受け取りしました着手金のご返金はできませんのでご了承下さい。
- ・出入国在留管理局に申請後、依頼者様のご都合で申請を取り下げした場合、又は虚偽の事実の発覚により申請が不許可（不交付）となった場合は、報酬分（残金）をご請求させていただきますのでご了承下さい。